

世良晃志郎「封建制度成立史序説」：ヨーロッパ中世における封相續權の發展とライエツヴァンクの成立

金田，平一郎
九州大学法文学部：教授

<https://doi.org/10.15017/1227>

出版情報：法政研究. 16 (1/2), pp.143-146, 1948-10-31. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

書

評

世良晃志郎

「封建制度成立史序説」

——ヨーロッパ中世における

封相續權の發展と

ライエツヴァンクの成立——

金田平一郎

封建制度は人の知るところにして、又よく知らざるところである。封建制度研究は古き題目であり、又新しき題目である。

近時我國に於ても、時代の要請も伴つてか、封建制度研究頓に活潑なるものあるを見る。

扱て、例へば本春鈴木成高氏がその大著「封建社會の研究」に於て、「元來封建制度なるものは、社會現象であるだ

けでなくまた單なる慣習であるだけでもなく、一個の定式化された「制度」として存在するものである。而してわれわれがそれを「制度」として把握するといふことは、かならず法的なる把握を意味するのでなければならぬ。封建制度は概念上しばしば資本主義と對照せしめられるが、しかし中世社會において封建制度が存在するといふことは、近代社會において資本主義が存在するといふことと、その在り方において決して同じくない。すなはち封建制度は中世において法制的に存在するのである。封建制度が經濟概念をもつてしては蔽いつくしえない何物かを有し、法的把握を不可避的なるものとして要請する所以はますそこにあるといわなければならぬ。……封建制度の古典的學説……新傾向の……指導的學説の多くがいずれもだいたいにおいて法制史的立場に屬するものであつたといふことは決して偶然ではなかつたのである（七頁以下）と述べてゐる通り、封建制度の法制史的考究は、封建制度研究に於て忽略に附し得ざるところと云はんよりは、主要事の一つであるのである。

然るに比較的最近に於ける傾向は、法制史的角度よりするそれは停滯し、經濟史的角度よりの封建社會研究が活況

を呈し(鈴木氏同上10頁)てゐるのであり、それは日本に於ても同様であるのであるが、此時に當り、法制史家世良晃志郎學士が本書を世に送られたる、まことに學界の快事と云はねばならぬ。

著者は昨年ジュオン・デ・ロングレーの『日本封建制の諸相』を紹介するに際し、『とりわけ『日本史の書き換え』が強く要求されてゐる今日、比較的研究方法こそは、眞に正しい日本史を把握するに缺くべからざる方法であると言へやう。この方法を用いることによつて、單に『封建的なもの残存』にすぎぬものを『日本的なもの』と解すること

従來の誤りが訂正され得るのみならず、他面歴史を機械的公式主義的に平板化して、一切の地域的特殊性を時間的差異に解消することと誤りに陥ることも避け得られるのである。』(『國家學會雜誌』六一卷三號五八頁)と述べてゐるが、著者の日本史大成への關心が窺はれ、又著者の西洋史研究は一向に日本史究明への寄與を念願してゐるものと推測し得られ、著者の見識に對して敬意を表するものである。かくして、此著者の此書は、ヨーロッパ史の研究ではあるが、我々日本史研究者にとりても、大いなる收穫と云はねばならないであらう。

私は西洋法制史に關する研究を批判する能力を持たないのであるが、本書が原田、石井、久保三教授の編輯にかゝる『法制史叢書』の第二卷として刊行せられたること、眞摯なる學徒世良學士の近業であると云ふこと、此二事を以てしても、その學界を裨益すること少なからざるべきを信じて疑はないので、一日も早く學界諸士の披見を求めんと考慮から、兼ねて日本史家としての謝意を表する機會を得度く、不適任をかへりみず、こゝにいさゝかその内容を紹介せんことを思ひ附いたのである。

○

本書は、その傍題に云ふ如く、ヨーロッパ中世に於ける封の相續權とライエツヴァンク Lehnzwang を取扱つたものであるが、此問題は嚴格な意味のレーン制 Lehnswesen からはゆる封建制 Feudalismus への移行を決定的ならしめた重要なモメントであるとなし、『封建制度成立史序説』の名を冠したと云はれる(序)

しかし、それは單に封建制度成立の過程を跡附けたに止まるものではない。現在著者の封建制度研究の直接の目的とするところは、封建制を手がかりとして、ヨーロッパ法制史の把握に一つの統一的な觀點を獲得せんこと、二つに

はイギリス、フランス、ドイツ三國の封建制度にはそれぞれ特有の型があることが考へられるが（經濟史の分野に於てはその點が美事に跡附けられてゐる）、それを探求すること

とに依つて、近代に於ける三國の憲法形態の差異を説明せんことにあるとなす（序、序論）。而して第一の目的を樹てたのは『封建制度は周知のやうに少くとも主要なるヨーロッパ諸國において、その基本的構造を共通にし、同一の根源から生れ出た制度である。しかもそれはかかる共通の基本的構造に立脚しつつ、中世を通じ、各國において独自の型を打ち出し、更に各國間における密接な相互的影響と政治的經濟的發展とに對應しつつ、歴史的發展を遂げた制度である。それは謂はばヨーロッパ法制史における統一性と多様性とを共に表現する制度であるといふことができよう。随つて封建制度にヨーロッパ法制史の統一的把握の手がかりを求めぬ』（序論）のであるとなす。第二の目的は、『イギリス・フランス封建法における王權の伸張、封建法の中央集權的性格と、ドイツにおける帝權乃至は王權の衰微、諸侯權力の強大、封建法の地方分權的性格』（序論）に依つて、夫々三國憲法形態の相異が生じて來るものと考へられるからであるとなす。著者は本書に於て、封の相續權とラ

イエツヴァンクの究明を通して、第一第二の目的達成への道途を開拓してゐるのである。

次に目次の概要を轉記して、その内容を想見するよすがとしよう。第一章『フランク時代』に於て、『ヘレンファルとマンファル』Herrenfall, Manfallを考へ、『封相續權の發展』を跡附け、次いで『ライエツヴァンクの萌芽』を論じ、第二章『中世』に於て、第一節『封相續權の發展』の考究に入り、『婦女相續權の發展』、『婚姻強制權又は婚姻同意權』、『傍系親の相續權』、『長子單獨相續制の發展』、『Releviumの發展』の諸問題を、イギリス、フランス、ドイツ、ランゴバルト、ノルマンディーの諸法に就いて考へ、第二節『ライエツヴァンクの成立』に於ては、『ライエツヴァンクの成立』を見、而して『ドイツにおけるライエツヴァンクの成立』、『イギリス法及びフランス法におけるライエツヴァンクの不成立』を論證してゐる。最後に『結語』であるが、その一節を掲記して紹介を終ることにしよう。

『吾々は封相續法といふ一角からして、また特にライエツヴァンクの問題を通じて、この（封建制度の）「型」の相異を跡づけて來た。また右のことは、封建法の本質に關して

封建法が必ずしも私法的家産的原理に基き私法的機能のみしか果し得ないようなものではなく、同時に公法的、國家形成的機能をも果し得るものであつたことを指示するものである。スイリップ・オーギュストの政策が一貫して封建法に基いたものであつたこと、マグナ・カルタが、その封建法的性格にもかかはらず、よく爾後のイギリス國家の發展と健全な軌道の上に進行せしめ得たことを想起せられたい。封建法はその本質上同時に右の二つの機能を果す可能性を有してゐる。その一つ、公法的機能はイギリス及びフランス封建法において、他の一つ、私法的機能はドイツ帝國封建法においてその典型的表現を見出したのである。』

(二三、六、二七)

矢部貞治著「政治學」(昭和二十二年)

竹原良文

「政治本質」論は最も抽象的、形而上的、思辨的論理の問題であつて、實踐科學としての政治學にとつて實質的意味をもたないように見える。

それにも係らず、現實の批判が哲學の批判に、政治の批判が觀念の批判におきかえられねばならなかつた過去のわが國の政治的現實の反映は、この問題をわが政治學界の論争の中心とした。また「政治本質」論は政治學全體系の集中的表現であり、現實的・具體的政治現象に對する實證的分析的研究の歸納的結論に他ならないのであり、かような抽象的規定は、こんどは反對にあらゆる政治現象の科學的研究に對する方法論的基礎として、政治理論のすべての領域における各種の概念規定と本質把握の上に再び反射される。こゝに政治本質に關する概念規定が政治學におけるアルファたり、オメガたる所以がある。

矢部貞治著「政治學」(昭和二十二年)は乏しい日本政治學界に新しい貴重な文献を加えた。それは講義のテキストとして著された小著にすぎないが、極めて豊かな氏の學究生活と教養の貴い成果であることがうかがわれる。しかし政治學における理論の貧困が語られ、その實踐的破綻と指導力の喪失が叫ばれる今日、氏の理論から何を私どもは期待したらよいのであらうか。

氏の所論の順序に従つて、そしてまたさきに述べた理由にもとづいて、まづ政治の本質に關する規定を検討しよう。